

宮崎県廃棄物再資源化施設整備費補助金交付要綱

平成21年5月25日
環境森林部循環社会推進課

(趣旨)

第1条 県は、循環型社会の形成に向けた廃棄物の排出抑制及び再生利用の促進を図るため、予算で定めるところにより、廃棄物の再資源化又は再生利用に資する施設（以下「廃棄物再資源化施設」という。）を整備する県内の産業廃棄物排出業者又は産業廃棄物処理業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この補助金の補助対象となる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 県内に事業所を設置し、又は設置しようとする事業者（複数の事業者が共同で実施する場合を含む。）であること。
- (2) 県内で補助対象となる施設を整備し、その施設を用いてリサイクル事業を行う者であること。
- (3) 補助対象となる施設の設置に当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。）の許可又は産業廃棄物処理施設の設置の許可が必要な場合は、宮崎県産業廃棄物処理施設設置指導要綱（平成7年9月27日定め）に基づく事前協議（施設の設置場所が宮崎市内の場合にあつては、宮崎市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例（平成31年宮崎市条例第17号）に基づく事前協議）を終了した上で、同法の許可を受けている、又は確実に受ける見込みがあること。
- (4) 県税（個人県民税、地方消費税を除く。）の未納がないこと。
- (5) 宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱（平成4年10月26日告示第1083号の2）第13条第1項に基づく指導（施設の設置場所が宮崎市内の場合にあつては、宮崎市県外産業廃棄物の市内搬入処理に関する指導要綱（平成14年3月18日定め）に基づく指導）を受け、改善が行われていない者でないこと。
- (6) 法に基づく許可の取消を受け5年を経過しない者、事業の停止若しくは改善命令を受け改善が行われていない者でないこと。
- (7) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第22条第1項又は同条第3項に基づく改善命令を受け、改善が行われていない者でないこと。
- (8) 法人においては役員、個人事業者においては事業主が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者のいずれかに該当しないこと。

- (9) 事業を安定かつ継続して実施できる見通しがあること。
- (10) 地方税法（昭和25年法律第 226号）第 321条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (11) その他補助が適当でないとし事が認める者でないこと。

（補助対象事業）

第3条 この補助金の対象となる事業は、廃棄物再資源化施設の新設、改修又は更新のうち、次のすべての要件を満たすとともに、別表1に掲げる施設区分ごとにその要件を満たすものとする。ただし、別表1の(3)の施設区分に該当する場合は更新及び老朽化による改修など施設の機能維持を目的とするものを除く。

- (1) 再生利用事業に伴い発生する環境負荷について、その低減のための十分な配慮がなされていること。
- (2) 宮崎県環境基本計画の環境指標の改善に資するものであること。
- (3) 焼却施設等廃棄物の中間処理又は最終処分を主たる目的にするものでないこと。
- (4) 施設の整備後、速やかに事業化できるものであること。
- (5) 目的を同じにする他の補助制度の対象でないこと。

（補助対象経費及び補助率等）

第4条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及びそれについての補助率は、別表2のとおりとする。

（事業計画申請書の提出）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、事業計画申請書（別記様式第1号）に知事が必要と認める書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の内定）

第6条 知事は、前条の事業計画申請書が提出されたときは、当該事業計画申請書を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、その額を内定し、通知するものとする。

- 2 知事は、前項の場合において必要があるときは、当該事業計画申請書に係る事項につき修正を加えて補助金の内定をすることができる。

（事業計画申請書の取下げ）

第7条 前条第1項の規定による内定の通知を受けた者は、その内容に不服があるときには、知事が定める期日までに事業計画申請書の取下げをすることができる。

2 前項の規定による事業計画申請書の取下げがあったときは、当該事業計画に係る補助金の交付の内定はなかったものとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 第6条第1項の規定による内定の通知を受けた者は、規則第3条に定める補助金等交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(補助条件)

第9条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助対象事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくべきこと。
- (2) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図るべきこと。
- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すべきこと。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

(申請の取下げのできる期限)

第10条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(変更承認申請書等)

第11条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して報告しなければならない。

- (1) 規則第10条第2項第1号に該当する場合 補助対象事業変更承認申請書（別記様式第2号）
- (2) 規則第10条第2項第2号に該当する場合 補助対象事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第3号）

- (3) 規則第10条第2項第3号に該当する場合 補助対象事業遅延等報告書（別記様式第4号）

（軽微な変更の範囲）

第12条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、対象経費の区分ごとの増減額が20パーセント以内であり、かつ、補助申請額が増額とならない変更とする。

（実績報告）

第13条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第5号）
- (2) 収支決算書（別記様式第6号）
- (3) 補助対象施設等の工事に係る写真

2 第8条ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第8条ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入に係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（補助金の交付方法）

第14条 この補助金は、精算払により交付する。

2 規則第15条の規定による補助金の額の確定後において補助金の支払を受けようとするときは、精算払請求書（別記様式第8号）によって請求するものとする。

（財産処分の制限）

第15条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、財産の種類に応じ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事の定める財産は、同省令に定める耐用年数5年以上のものとする。

（書類の提出部数等）

第16条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その

様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年5月25日から施行し、平成21年度の予算に係る宮崎県産業廃棄物リサイクル施設整備費補助金から適用する。
- 2 産業廃棄物リサイクル施設整備支援事業費補助金交付要綱（平成19年6月29日定め）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行し、平成23年度の予算に係る宮崎県産業廃棄物リサイクル施設整備費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月11日から施行し、平成25年度の予算に係る宮崎県産業廃棄物リサイクル施設整備費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の予算に係る宮崎県産業廃棄物リサイクル施設整備費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月26日から施行し、平成29年度の予算に係る宮崎県産業廃棄物リサイクル施設整備費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の予算に係る宮崎県産業廃棄物リサイクル施設整備費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月4日から施行し、令和2年度の予算に係る宮崎県産業廃棄物リサイクル施設整備費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和3年度の予算に係る宮崎県廃棄物再資源化施設整備費補助金から適用する。

別表1 (第3条関係)

補助対象施設の区分	要件
(1) 研究開発技術の実用化に必要な施設	公益財団法人宮崎県産業振興機構の環境イノベーション支援事業等によって研究開発された廃棄物の再資源化等に係る技術の実用化に必要な施設等の整備
(2) 特定産業廃棄物の再生利用施設	廃プラスチック類、廃太陽光パネル、汚泥又はガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの再生利用施設等の整備
(3) 上記(1)、(2)以外の廃棄物再資源化施設	上記(1)、(2)以外の廃棄物再資源化施設の整備

別表2 (第4条関係)

補助対象経費の区分	補助対象経費の内容	補助率	補助金の上限額
(1) 本工事費	施設の設置に必要な直接経費及び請負工事に要する経費	1/2以内 (ただし、別表1の(3)の施設区分に該当する場合は1/3以内)	補助金額は1件当たり15,000千円を限度とする (ただし、別表1の(3)の施設区分に該当する場合は1件当たり10,000千円を限度とする)
(2) 機械器具等	機械の設置並びに工具器具の購入、据付け及び改造に関する経費		
(3) 附帯工事費	施設整備の附帯工事のうち、敷地外周の門、囲障等の整備及び工事に必要な最小限度の経費で知事が特に必要と認めるもの		
(4) その他の経費	その他工事に必要な最小限度の経費で知事が特に必要と認めるもの		

別記

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

宮崎県知事 殿

〒

補助事業者住所

氏名



（法人にあつては名称及びその代表者の氏名）

連絡担当者（職名及び氏名）

電話番号

F A X 番号

年度宮崎県廃棄物再資源化施設整備費補助事業計画申請書

宮崎県廃棄物再資源化施設整備費補助金の交付を受けたいので、宮崎県廃棄物再資源化施設整備費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
別紙1及び別紙2のとおり
- 2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額
補助事業に要する経費 円
補助金交付申請額 円
- 3 添付書類
 - (1) 定款又は寄附行為及び法人の登記事項証明書【法人の場合】
 - (2) 住民票の写し（本籍記載のあるもの）及び登記事項証明書【個人の場合】
 - (3) 決算書（貸借対照表及び損益計算書）（直近の3期分）【法人の場合】
 - (4) 財務状況調査票（別紙3）
 - (5) 資産に関する調書（別紙4）【個人の場合】
 - (6) 県税に未納がないことの証明
 - (7) 補助事業実施場所の付近見取り図
 - (8) 施設の構造図
 - (9) 建物等の配置図、各階平面図
 - (10) 事業用地の所有権、使用権を証する書類
 - (11) 設計計算書、図面、仕様書
 - (12) 役員氏名、生年月日、性別一覧（別紙5）
 - (13) 特別徴収実施確認・開始誓約書（別紙6）

別紙1 (第5条及び第8条関係)

補助事業計画書 (新設・改修・更新)

申請者連絡先	(名称)				
	(住所)				
	(電話)				
資本金 出資金			従業員 (常用雇用者数)		
事業の名称					
補助対象施設 の区分	※ 研究開発技術の実用化に必要な施設の場合は、研究開発された技術の概要が分かる資料を添付すること。				
事業実施地					
事業の目的					
事業の内容と 規模					
支出内訳			資金調達内訳		
区分	補助事業に要 する経費(円)	交付申請額 (円)	区分	金額(円)	資金の調達先
本工事費			自己資金		
機械器具等			借入金		
附帯工事費			補助金		
その他の経費			その他		
合計			合計		
補助金交付申請額			円		

補助事業内容説明書

1 申請者の概要

(1) 事業の内容

主な事業	主たる生産品目	年間生産額

(2) 現有施設

イ 土地 (所在地別に面積を記入してください)

ロ 建物 (建物の種類別に床面積を記入し、自社所有か賃貸かを明記してください)

ハ 主要設備 (保有している主要設備を記入してください)

機械装置又は装置	数	用 途	備 考

(3) 申請者の略歴

年 月 日	略 歴

(4) 出資者及び持ち株比率

出 資 者	持ち株比率

(5) 現に廃棄物を処理している場合、その状況

廃棄物の種類	廃棄物量 (t/年)	(許可番号)

2-1 補助事業の説明

(1) 取り扱う循環資源の種類・量、収集計画並びに廃棄物処理法に基づく許可の有無

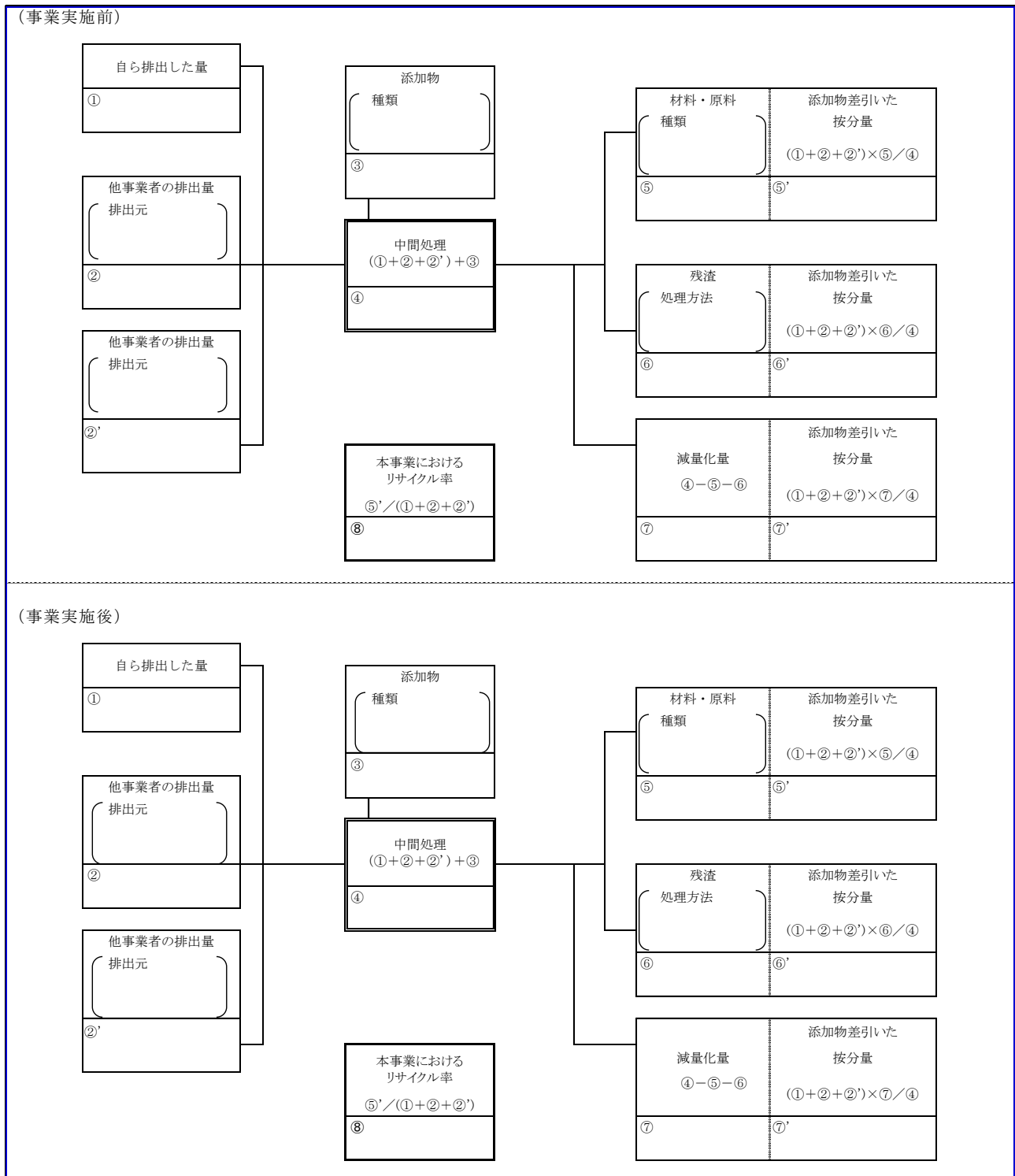
廃棄物の種類	廃棄物量(t/年)	うち宮崎県内発生分の割合	許可の有無 (許可番号)
(収集計画)			

(2) 事業の内容 (リサイクルの方法、施設の規模・能力、循環資源の量と再生品の生産量などを詳細に記入してください)

--

(3) 廃棄物の処理フロー（廃棄物等の種類：

単位：)



※排出元が多数にわたる場合は、任意の様式に詳細を記載後、取りまとめた数値等を記載してください。

※添加物とは、中間処理を実施するために加える水、セメント等の材料をいいます。

※材料・原料とは、中間処理の結果、再資源化して得られる材料・原料（有価物）をいいます。

※残渣とは、中間処理後に発生する廃棄物（さらなる中間処理や最終処分が必要なもの）をいいます。

(4) リサイクル事業の工程、製造方法の説明

--

(5) 施設処理能力の詳細と選定理由について

施設処理能力	1日あたり (t)	年間 (t)
廃棄物処理量 (予定)	1日あたり (t)	年間 (t)
処理能力と処理量に差がある場合はその理由		
施設等の選定の理由について該当するものを選び詳細を記入	ア. 価格 イ. 処理能力 ウ. 先進性 エ. その他	
	自由記述欄	

(6) 再生品の種類、用途及び生産量、品質・安全性（規格・品質等の基準適合状況や環境基準への適合状況）

--

(7) 再生品の販売計画（需要先、目標）

--

(8) 事業の収支見込み

収支の別	項目名	初年	2年	3年	
収入	製品販売収益				
	廃棄物処理受託収益				
	その他				
	合計（A）				
支出	製品生産費用	人件費			
		消耗品費			
		減価償却費			
		その他			
	合計（B）				
事業収益（（A）－（B））					

(9) 事業に関する環境対策の詳細

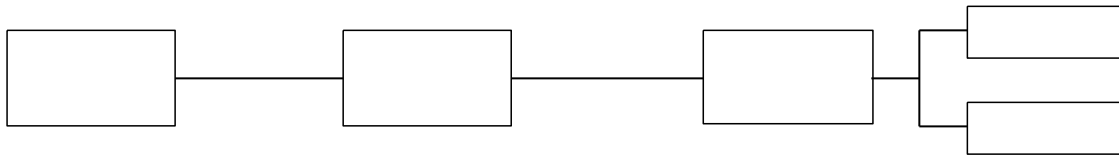
	施設設置場所	製品保管場所
大気汚染対策		
水質汚染対策		
騒音対策		
振動対策		
悪臭対策		

(10) 事業を実施していくための技術(特許等の産業財産権)の保有状況

--

2-2 リサイクル事業実施の体制・分担等

(1) リサイクル事業を実施していくための体制 (図示)



(2) 共同して実施する場合、共同事業者の概要、共同事業内容

共同事業者	
事業者概要	
事業内容	

3 施設整備事業スケジュール

(1) 施設整備事業スケジュール

事業区分	項目／月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

4 補助事業の予算明細表

区 分	種別	仕様	単位	数量	単価 (円)	補助事業に 要する経費 (円)	補助対象 経費 (円)	補助金交 付申請額 (円)	備 考
本工事費									
	計								
機械器具等									
	計								
附帯工事費									
	計								
その他の経費									
	計								
合 計									

財務状況調査表

事業者名 _____

1 財務状況

(単位:千円)

科目		期間	前期	前々期	前々々期
			年 月～年 月	年 月～年 月	年 月～年 月
1	売上高 (A)				
2	経常利益 (B)				
3	総資本 (C)				
4	自己資本 (D)				
5	流動資産 (E)				
6	流動負債 (F)				
7	総資本経常利益率 ($B/C \times 100$)				
8	売上高経常利益率 ($B/A \times 100$)				
9	自己資本比率 ($D/C \times 100$)				
10	流動比率 ($E/F \times 100$)				

※この資料は、過去3期（決算期間が1年であるときは3期、半年であるときは6期とします。）の財務諸表により作成してください。

※金額は、百円の位を四捨五入して、千円単位で記入してください。率は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入してください。

2 売上及び取引先状況

主要製品	売上構成比	主要取引先	売上構成比
	%		%
	%		%
	%		%
	%		%

3 借入金等の状況（申請時の借入金の内訳）

借入先名	借入金 (利率)	借入残 (〇年〇末現在)	一回の元金 返済額	借入年月	返済終了 年月
	千円 (%)	千円 (%)	千円 月当	年 月	年 月

※借入金は長期・短期借入金を含みます。

資産に関する調書

事業者名 _____

年 月 日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格・金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 両			
そ の 他			
資 産 計			

負債の種別	内 容	数 量	価格・金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受け金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			

別紙5 (様式第1号関連)

役員氏名、生年月日、性別一覧

役職名	氏名	ふりがな	生年月日	性別

特別徴収実施確認・開始誓約書

年 月 日

住 所
氏 名 印

(法人にあつては名称及びその代表者の氏名)

チェック欄 (いずれかに該当する項目にチェックを入れてください。)

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 市(町・村)の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 市(町・村)の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。 → 確認印を受けてください

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。 → 確認印を受けてください

(3) 開始誓約

- 当事業所は、 年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社(者)あてに送付してください。 → 確認印を受けてください

市(町・村)確認印

年 月 日

宮崎県知事 殿

〒

補助事業者住所

氏名

（法人にあつては名称及びその代表者の氏名）



年度宮崎県廃棄物再資源化施設整備費補助金変更承認申請書

年 月 日付け で交付決定のあつた標記補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、宮崎県廃棄物再資源化施設整備費補助金交付要綱第11条第1号の規定により申請します。

記

- 1 変更の内容

- 2 変更を必要とする理由

- 3 変更が補助事業に及ぼす影響

（注）事業の内容又は経費の配分を変更する場合にあつては、様式第1号（補助事業計画書）及び別紙1（補助事業内容説明書）に変更後の内容を記載して添付してください。

年 月 日

宮崎県知事 殿

〒

補助事業者住所

氏名



（法人にあつては名称及びその代表者の氏名）

年度宮崎県廃棄物再資源化施設整備費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け で交付決定のあつた標記補助事業について、下記により事業を中止（廃止）したいので、宮崎県廃棄物再資源化施設整備費補助金交付要綱第11条第2号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由

- 2 中止の期間（廃止の時期）

- 3 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響

- 4 中止（廃止）後の措置

（注）中止（廃止）までに実施した事業の内容を記載した書類及び様式第1号の別紙1（補助事業内容説明書）に中止（廃止）前後の額を区分の上記載した書類を添付してください。

年 月 日

宮崎県知事

殿

〒

補助事業者住所

氏名



（法人にあつては名称及びその代表者の氏名）

年度宮崎県廃棄物再資源化施設整備費補助金に係る補助対象事業遅延等
報告書

年 月 日付け で交付決定のあつた標記補助対象事業について、下記のと
おり事故があつたので、宮崎県廃棄物再資源化施設整備費補助金交付要綱第11条第3号の規定に
より報告します。

記

- 1 補助対象事業名
宮崎県廃棄物再資源化施設整備事業
- 2 補助対象事業の進ちよく状況
- 3 同上に要した経費
- 4 事故の内容及び原因
- 5 事故に対する措置

（注）事故の理由を立証する書類を添付すること。

補助事業実績書

補助事業者名	(名称)				
	(住所)				
	(電話)				
資本金 出資金			従業員 (常用雇用者数)		
事業の名称					
事業実施地					
事業の目的					
事業の内容 と規模					
支出内訳			資金調達内訳		
区分	補助事業に要 する経費(円)	交付申請額 (円)	分	金額(円)	資金の調達先
本工事費			自己資金		
機械器具等			借入金		
附帯工事費			補助金		
その他の経費			その他		
合計			合計		
補助金充当額			円		

補助金収支決算書

1 支出の部

(単位：円)

経費区分	予算額		決算額		補助金 充当額	備 考
	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	補助事業に 要した経費	補助対象 経費		
本工事費						
機械器具等						
附帯工事費						
その他の経費						
合 計						

2 収入の部

(単位：円)

経費区分	予算額		決算額		補助金 充当額	備 考
	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	補助事業に 要した経費	補助対象 経費		
自己資金						
借入金						
補助金						
その他						
合 計						

年 月 日

宮崎県知事 殿

〒

補助事業者住所

氏名



（法人にあっては名称及びその代表者の氏名）

年度仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け により交付決定通知があった宮崎県廃棄物再資源化施設整備費補助金について、宮崎県廃棄物再資源化施設整備費補助金交付要綱第13条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の
確定額 | 金 | 円 |
| （ 年 月 日付け による確定通知額） | | |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係
る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

宮崎県廃棄物再資源化施設整備費補助金精算払請求書

年 月 日

一金 円也

ただし、 年度宮崎県廃棄物再資源化施設整備費補助金として上記のとおり請求します。

記

- 1 交付確定額 円
- 2 今回請求額 円
- 3 未払残額 0円

宮崎県知事 殿

〒

(所在地)

(法人名)

(代表者氏名)

印

金融機関名	銀行 信用金庫 協同組合	本店 支店 出張所
預金の種類		
口座番号		
フリガナ		
口座名義		